

公布された条例のあらまし

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第五一号）

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請等に対する審査に係る手数料の額を定めることとした。（別表第一関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県条例の一部を改正する条例（条例第五二号）

- 1 地方消費税の税率を次のとおり引き上げることとした。（第五六条の三関係）

(1) 平成二六年四月一日から 六三分の一七

(2) 平成二七年一〇月一日から 七八分の二二

- 2 引上げ分の地方消費税に係る市町交付金については、全額を人口により按分して交付することとした。（第五六条の一―関係）

- 3 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。ただし、1の(2)に係る改正規定は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例（条例第五三号）

- 1 個人及び法人の県民税の均等割の税率の特例を五年間延長することとした。（第二条及び第三条関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第五四号）

- 1 インターネットに接続することができる端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、当該端末設備の販売又は貸付けを行う場合には、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスに

係る情報等を提供するように努めなければならないこととした。（第一八条の四関係）

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結又は媒介等をするに当たっては、使用者が青少年である場合には、その保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が青少年有害情報閲覧する等の機会が生じること等を記載した書面を交付し、及びその内容を説明しなければならないこととした。（第一八条の五関係）

3 保護者は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこととした。（第一八条の五関係）

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務契約を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満一八歳に達する日のいずれか早い日までの間、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由等を記載した書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならないこととした。（一八条の五関係）

5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が2又は4の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な勧告をすることができることとした。（第一八条の六関係）

6 知事は、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表

することができることとした。(第一八条の六関係)

7 その他所要の改正を行うこととした。

8 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第五五号)

1 職業能力開発促進法第一九条第一項の規定により条例で定める職業訓練の基準のうち、普通課程及び短期課程の普通職業訓練に係る基準を定めることとした。(第四条及び第五条関係)

2 県が設置する公共職業能力開発施設を行う職業訓練のうち無料とするものを定めることとした。(第六条関係)

3 県が設置する公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練における職業訓練指導員の資格を定めることとした。(第七条関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(条例第五六号)

1 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 県が鳥獣保護区等に設置する標識の寸法については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則で定める寸法のとおりとすることとした。

(第三条関係)

3 手数料の徴収、減免及び還付について定めることとした。(第四条～第六条関係)

4 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科すこととした。(第七条

関係)

- 5 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。
- 6 佐賀県手数料条例について所要の改正を行うこととした。  
佐賀県みつばち転飼条例の一部を改正する条例（条例第五七号）
  - 1 養ほう振興法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
  - 2 その他所要の改正を行うこととした。
  - 3 この条例は、平成二五年一月一日から施行することとした。  
佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第五八号）
  - 1 公営住宅法第五条第一項及び第二項の規定により条例で定める県公営住宅及び共同施設の整備基準は、公営住宅等整備基準で定める基準とすることとし、この場合において、木材を使用するときは、県産木材を使用するよう努めることとした。（第三条の二関係）
  - 2 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。  
佐賀県道路法施行条例（条例第五九号）
  - 1 この条例は、道路法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）
  - 2 法第三〇条第三項の規定に基づき、県道を新設し、又は改築する場合における県道の構造の技術的基準（以下「県基準」という。）のうち、車線等、停車帯及び自転車歩行者道に係る基準について定めることとした。（第三条（第五条関係））
  - 3 2に定めるもののほか、県基準は、道路構造令で定める基準とすることとした。（第六条関係）
  - 4 法第四五条第三項の規定に基づき、条例で定める案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの標識の柱の部分を除く。）の寸法について定めることとした。（第七条関係）
  - 5 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

6 知事は、この条例の施行後においても引き続き県基準のうち自転車が走行する部分に係るものの在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。